

スロベニアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

スロベニア共和国（スロベニア語では「Republika Slovenija」）は、旧ユーゴスラビアから独立した共和制国家である²。スロベニアは、イタリア、オーストリア、ハンガリー及びクロアチアに接し、領土の一部はアドリア海に面している。

6世紀末に定住を開始した南スラブ人が、現在の大多数のスロベニア人の祖先であるといわれている。フランク王国の支配下で、カトリックが普及した。1282年にはオーストリアのハプスブルク家の所領となり、1867年にはオーストリア＝ハンガリー帝国領となった。

第一次世界大戦後、オーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊を受け、1918年に「セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国」が成立した（後に「ユーゴスラビア王国」に改称）。第二次世界大戦後の1945年には、ボスニア＝ヘルツェゴビナ、モンテネグロ及びマケドニアも参加して「ユーゴスラビア連邦人民共和国」が成立し（後に「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」に改称）、スロベニアは、連邦構成国である「スロベニア人民共和国」となった。ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（以下「ユーゴスラビア連邦」という）は、各共和国への権限移譲を進める等、ソ連とは異なる独自の社会主義路線を採ったが、チトー大統領の死去（1980年）はユーゴスラビア連邦の将来に影を落とした。

スロベニアでは、1990年に東欧革命の影響により非共産政権が発足し、翌1991年にユーゴスラビア連邦からの独立を宣言した。ところが、ユーゴスラビア連邦軍がスロベニアに侵攻し、「十日間戦争」と呼ばれる内戦状態となったが、まもなく停戦が成立し、スロベニアは独立国家となった。旧ユーゴスラビアの国の中では、スロベニアが地理的に最も西欧に近いこと等から、比較的経済発展が進んでいるといわれている。

スロベニアは、1992年には国連に、2004年3月にはNATOに、同年5月にはEUに加盟した。また、2007年1月には、中東欧諸国の中では初めて、欧州単一通貨ユーロを導入した。さらに、2010年には、OECDに加盟した。

スロベニアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。また、スロベニアは歴史的・文化的にオーストリアとの関係が深く、スロベニアの

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² スロベニアは、しばしば、旧チェコスロバキアの「スロバキア」と混同されるが、もちろん、これらは全く別々の国家である。

法制度は、歴史的にオーストリア法の影響を長く受け続けてきた。社会主義体制下においてはソ連法の影響も受けたが、ユーゴスラビア連邦はソ連とは距離を置いた独自路線を歩んだため、ソ連法の影響は、他の東欧諸国ほど強くはなかったといえる。そして最近では、スロベニアも加盟しているEU法の影響が強くなっている。このように、スロベニアの法制度は、各時代において、様々な形で国外の法制度の影響を受けてきたということが、その特徴の1つであるといえる。

II 憲法

1 総説

スロベニア憲法は、1991年12月23日に採択された。その後、1997年、2000年、2003年、2004年、2006年、2013年というように、6度もの改正を経てきている。

スロベニア憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1：スロベニア憲法の主な体系（2013年5月31日現在）³

序		
第1章 総則		第1条～第13条
第2章 人権及び基本的自由		第14条～第65条
第3章 経済的及び社会的関係		第66条～第79条
第4章 国家機関	A 国民議会	第80条～第95条
	B 国民評議会	第96条～第101条
	C 共和国大統領	第102条～第109条
	Č 政府	第110条～第119条
	D 国家行政	第120条～第122条
	E 国防	第123条～第124条
	F 司法	第125条～第134条
	G 検察庁	第135条～第136条
	H 弁護士職及び公証人	第137条
第5章 自治	A 地方自治	第138条～第144条

³ 表の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、黒木三郎ほか訳「スロヴェニア共和国1991年憲法」（『比較法学 第33巻第2号』（早稲田大学比較法研究所、2000年）所収）223～248頁等を参照した。英訳（2013年5月31日現在）は、スロベニア憲法裁判所の下記ウェブサイト等に掲載されている。

<http://www.us-rs.si/en/about-the-court/legal-basis/constitution/>

	B 他の自治形態	第 145 条
第 6 章 財政		第 146 条～第 152 条
第 7 章 合憲性及び合法性		第 153 条～第 159 条
第 8 章 憲法裁判所		第 160 条～第 167 条
第 9 章 憲法改正手続		第 168 条～第 171 条
第 10 章 経過規定及び最終規定		第 172 条～第 174 条

スロベニア憲法は、最初の「総則」部分において、民主制（1条）、法の支配（2条）、国民主権及び三権分立（3条）、政教分離（7条）等の基本原則を定めている。公用語は、スロベニア語であるが、イタリア系・ハンガリー系民族の居住地においては、イタリア語・ハンガリー語も公用語とされている（11条）。

2 統治機構

（1）国会

スロベニアの国会は、①国民代表からなる「国民議会」（下院）及び②職能・利益・地域代表からなる「国民評議会」（上院）の2つから構成される二院制を採用している。国民議会の議員の任期は4年（81条1項）、国民評議会の議員の任期は5年である（98条2項）。

立法の発議を行うことができるのは、政府、国民議会議員、5,000名以上の有権者である（88条）。国民議会は、同一の読会における審議の後に、法律の立法を行うこととされている（89条）。法律は、制定後8日以内に大統領により公布される。但し、国民評議会は、制定後7日以内で、かつ公布前であれば、法律を再審議するよう、国民議会に請求することができる。再審議において、国民議会の総議員の過半数が法律に賛成したときは、法律が成立したとみなされる（91条）。なお、憲法は、レファレンダム（国民投票）についても具体的な規定を置いている（90条）。

（2）大統領

大統領は、スロベニアの国家元首であり、国防軍の最高司令官である（102条）。任期は5年であり、国民の直接普通選挙により選出され、3選は禁止されている（103条）。

憲法は、大統領に対し、国民議会議員選挙の実施、法律の公布、外国に派遣される大使・公使の信任状の信任・解任等、様々な権限を与えているが（107条）、そのほとんどは形式的・儀礼的なものである。また、大統領は、大統領命令を発することができる（108条）。

（3）政府

政府は首相及び大臣により構成され、大臣は国民議会に対して責任を負う（110条）。

首相は、原則として、以下の手続により選出される。即ち、まず、大統領が、国民議会

の諸党派の指導者に諮問した後、首相候補者 1 名を国民議会に推薦する。次に、国民議会総議員の過半数の得票により、首相が選出される（111 条 1 項）。

大臣は、首相の指名に基づき、国民議会により任命される（112 条 1 項）。

国民議会は、10 名以上の国民議会議員の動議に基づく総議員の過半数の賛成により、新たな首相を選出することができる。この場合、首相は、不信任決議があったものとみなされ、その職責から罷免されたものとみなされる（116 条）。

（4）憲法裁判所

憲法裁判所は、法律等の合憲性及び合法性の審査や、機関相互の権限に関する法的紛争の審査等の権限を有する裁判所である（160 条 1 項）。

憲法裁判所は、大統領の指名に基づき、国民議会が選出する 9 名の裁判官から構成される。憲法裁判所裁判官は、法律専門家でなければならない。憲法裁判所長官は、憲法裁判所裁判官の互選により選出される（163 条）。憲法裁判所裁判官の任期は 9 年であり、再任は禁止されている（165 条）。

憲法裁判所は、全裁判官の過半数をもって、決定を行う（162 条 3 項）。憲法裁判所が法律を違憲であると決定した場合、当該法律の全部又は一部は、即時又は 1 年以内の期間において廃止される。命令、条例、その他の法的措置が違憲であると決定された場合、憲法裁判所により取消又は廃止される（161 条）。

（5）裁判所

通常の司法判断を行う裁判所の最高機関は、首都リュブリャナにある最高裁判所である（127 条 1 項）。

裁判官の独立については、明文で保障されている（125 条）。

裁判官は、司法評議会の推薦に基づき、国民議会により選任される（130 条）。司法評議会の評議員は 11 名で構成される。うち 5 名は、現職の法律実務家、法学の教授等の中から、大統領の指名に基づき、国民議会により選出される。他の 6 名は、常任の裁判官の中から選出される（131 条）。

裁判所は、裁判の審理中に、適用すべき法律が憲法違反であると考えた場合、当該審理手続を停止し、当該法律が合憲であるか否かの問題につき、憲法裁判所に付託しなければならない（156 条）。

（6）オンブズマン

「オンブズマン」は、国、地方政府及び法律により授権された機関に関わる事項について、人権及び基本的自由の擁護に責任を負う者である（159 条 1 項）。その他の特別の事項について授権された者を、「特別オンブズマン」という（同条 2 項）。

(7) 憲法改正

スロベニア憲法の改正については、厳格な手続が要求されている。即ち、憲法改正の発議は、20名以上の国民議会議員、政府又は30,000名以上の有権者による提案が必要であり、しかも、当該提案は、国民議会議員の出席議員の3分の2以上の多数の賛成により、国民議会で採択されたものでなければならない(168条)。そして、国民議会議員の総議員の3分の2以上の賛成があって初めて、憲法改正法の制定が可能である(169条)。

また、30名以上の国民議会議員の請求がある場合、憲法改正の提案は、レファレンダム(国民投票)に付さなければならない。そして、全有権者の過半数が投票し、かつ全投票者の過半数が賛成して初めて、憲法改正がレファレンダムにより承認されたものとみなされる(170条)。

3 人権

人権については、憲法の「第2章 人権及び基本的自由」の章において、詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、スロベニア憲法においても、同様に保障されている。スロベニア憲法の特徴的な規定として、例えば、以下のものが挙げられる。

- ①死刑は、廃止されている(17条)。
- ②18歳以上の市民は、選挙権及び被選挙権を有する(43条2項)。
- ③外国人は、政治的庇護を受ける権利を保障される(48条)。
- ④身体障害者は、安全を保障され、職業訓練を受ける権利を有する。精神的又は身体的障害のある児童及び重度の身体障害者は、公の財源の費用により、教育及び職業訓練を受ける権利を有する(52条)。
- ⑤非嫡出子は、嫡出子と同じ権利を有する(54条2項)。
- ⑥児童は、搾取及び虐待からの特別の保護を受ける(56条)。
- ⑦ヘイト・スピーチは、禁止される。即ち、種族的、人種的、宗教的及びその他の理由による差別への扇動等は、憲法に違反するものとされる(63条)。
- ⑧スロベニアに居住するイタリア系及びハンガリー系民族共同体の様々な特権について規定されている(64条)。
- ⑨スロベニアに居住するロマ民族共同体の特権について規定されている(65条)。
- ⑩以前は、外国人は、スロベニアの土地所有権を取得することが認められていなかったが、1997年の改正により、認められるようになった(68条)。

4 法令及び判決例

スロベニアにおける法源には、憲法、国際条約、EU法、法律、命令、規則、条例等がある。このように、スロベニアの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。スロベニアの裁判所による判決については、コモン・ロー諸国における「先例

拘束性の原理」は採られていないが、過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

5 欧州連合（EU）との関係

スロベニアは、1991年の独立後、「欧州への回帰」を目指し、2004年3月にはNATO、同年5月にはEUに加盟した。また、2007年1月には、中東欧諸国の中では初めて、欧州単一通貨ユーロを導入した。さらに、2008年1月には、中東欧諸国の中でいち早く、EU理事会議長国となった。スロベニアの法制度は、近時、ますます、EUの影響を強く受けるようになってきている。

III 民法

スロベニアがオーストリア＝ハンガリー帝国領であった時代には、オーストリア法が直接適用されていた。しかし、オーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊に伴い、スロベニアは、1918年に「セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国」を成立させて以降、「ユーゴスラビア王国」、「ユーゴスラビア連邦人民共和国」、「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」の構成国となっていたが、ユーゴスラビアは各構成国・地域ごとに法制度が異なる状況を許容していたため、スロベニアでは、オーストリア法の影響は事実上その後も続いた。

現在のスロベニアの民法典としては、2001年の「債務法」、2003年の「財産法」がある。

「財産法」においては、善意取得についての規定が置かれている（64条）。当該規定によると、動産を有償かつ善意で取得した者は、その所有権を取得することができ、そのことは、盗品及び遺失物についても例外ではない⁴。

IV 商法

スロベニアに投資しようとする外国企業の多くは、スロベニアに支店を開設するか又は子会社たる現地法人を設立することができる。支店は、外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するスロベニア法人である。

現在、スロベニアで設立が認められている主な会社は、表2のとおりである。

表2：スロベニアで設立が認められている主な会社

名称	英語／スロベニア語(略称)	説明
有限責任会社	Limited liability company (LLC)／Družba z omejeno	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。一人会社も可。

⁴ 杉浦林太郎著「善意取得に関するヨーロッパ各国法制度の比較」(『法学研究論集 第37号』(明治大学大学院、2012年)所収) 293頁。

	odgovornostjo (d.o.o.)	設立時の払込資本金として 7,500 ユーロが必要。最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に利用される。
公開有限会社	Public limited company (PLC) / Delniška družba (d.d.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。一人会社も可。最低資本金は 25,000 ユーロ。金銭出資でも現物出資でも可（但し、3分の1以上は金銭出資でなければならない）。優先株には議決権を与えないことも可能（優先株は3分の1以下でなければならない）。比較的大規模な会社に適する。

有限責任会社は、最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に適する会社形態である。一人会社も可能である。設立時の払込資本金として **7,500** ユーロが必要とされている。

公開有限会社は、比較的大規模な会社に適するものである。一人会社も可能である。最低資本金は **25,000** ユーロである。出資は、金銭出資でも現物出資でもよいが、3分の1以上は金銭出資でなければならないという制限がある。優先株には議決権を与えないことも可能であるが、優先株は全体の3分の1以下までしか発行できないという制限がある。

外国法人は、表2に掲げた会社形態のスロベニア法人を設立することもできるが、スロベニア国内に登記した支店又は駐在員事務所を設置することもできる。支店及び駐在員事務所は、スロベニア法人ではなく、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負うことになる。

V 民事訴訟法

スロベニアの裁判所には、一般的な司法権を有する裁判所として、地区裁判所（少額軽微な民事事件・刑事事件を管轄する。44か所ある）、地域裁判所（民事事件・刑事事件の原則的な第一審裁判所である。11か所ある）、及び高等裁判所（地区裁判所・地域裁判所からの上訴事件を管轄する。4か所ある）がある。また、特別な司法権を有する裁判所として、労働・社会保障裁判所、及び行政裁判所等がある⁵。

スロベニアは歴史的にハプスブルク家及びオーストリア＝ハンガリー帝国の支配下に長らく置かれていたことから、オーストリア民事訴訟法が適用されていた。第一次世界大戦後に、スロベニアは、ユーゴスラビア王国の一部となったが、1929年に成立したユーゴス

⁵ 今井功著「スロベニアの裁判所訪問記」（『法曹 No.721』（法曹会、2010年）所収）5～6頁。

ラビア民事訴訟法は、オーストリア民事訴訟法とほぼ同じ内容であった。これは、オーストリア民事訴訟法が、当時、最も先進的と考えられていたためであった⁶。

独立後のスロベニアは、1999年に新しい民事訴訟法を制定した。この民事訴訟法は、既に4回の改正を経ているが、とくに、2001年改正及び2008年改正が重要である。2001年改正は、当事者に訴訟上の和解の重要性を認識させることを裁判官に義務付けた。また、2008年改正は、新たに提出される訴訟資料についての情報が期日前に提供されるように、準備書面を適時に提出する義務を規定した。また、陳述の必要のある内容を適切な時機に準備書面に記載することを裁判官が当事者に要求することができるようにした⁷。

VI 刑事法

1995年1月1日、スロベニアの刑法典が施行された。全部で396条から成る刑法典は、罪刑法定主義及び罪刑均衡主義を基本理念としており、また、1992年フランス刑法典の影響を受けて法人の刑事責任を基本的に認める規定を置いている⁸。

スロベニア刑法の規定の中には、以下のとおり、日本の刑法とは異なる興味深いものが含まれている。

まず総則については、①刑事制裁は、刑、戒告的制裁、保安処分及び教育処分（保護処分）の4種類がある。②死刑及び無期刑が無く、最も長期の有期刑は「20年」である。③重要でない行為は、全ての犯罪成立要件を満たすときでも、犯罪とはならない。④日数罰金制度（原則として、5日以上360日以下）が採用されている⁹。

次に各則については、①人種・宗教・言語等を理由とする差別を罰する平等権侵害罪の規定がある。②「雇用及び社会保障に対する罪」が犯罪とされている。具体的には、被用者の基本権の侵害、雇用及び失業に関する権利の侵害、管理に参加する権利の侵害、職場の安全侵害、社会保険に関する権利の侵害等である。③犯罪的結社罪が規定されている。即ち、5年を超える自由刑にあたる罪を犯す目的で団体を組織した者は3年以下の自由刑、当該組織に加入した者は1年以下の自由刑に、それぞれ処せられる。④共謀罪が規定されている。即ち、5年を超える自由刑にあたる罪を犯すことを合意した者は1年以下の自由刑に処せられる。⑤「民族的、人種的又は宗教的憎しみ、争い又は非寛容のかき立て」に関する罪が規定されている。旧ユーゴスラビアが崩壊した後、ボスニア＝ヘルツェゴビナ等において、民族等の違いに基づく憎悪をかき立てる行為が行われたことに鑑み、規定されたものと思われる。⑥「環境及び自然的資源に対する罪」が規定されている。⑦ジェノサ

⁶ アレッシュ・ガーリック著、出口雅久ほか訳「伝播、連続性そして変革の間でのスロベニア民事訴訟法」(『立命館法学 326号』(立命館大学法学会、2010年)所収) 358～360頁。

⁷ ガーリック・前掲書 377～381頁。

⁸ 森下忠著「スロヴェニア刑法典(1)」(『判例時報 1569号』(判例時報社、1996年)所収) 33頁。

⁹ 森下・前掲書 34頁。

イドの罪、奴隷にする罪、国際テロの罪が規定されている¹⁰。

刑事訴訟の第一審裁判所は、地区裁判所及び地域裁判所である。地区裁判所は、原則として、罰金又は3年以下の懲役の事件等を管轄する。地域裁判所は、原則として、3年を超える懲役の事件等を管轄する。スロベニアでは三審制が採られており、判決に不服のある者は、より上級の裁判所に上訴することができる。高等裁判所は、控訴事件を3名の裁判官の合議体で審理する。最高裁判所は、上告事件を5名の裁判官の合議体で審理する¹¹。

VII 参考資料

以上、スロベニア法の概要を簡単に紹介してきたが、スロベニア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

スロベニア法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源（とくに憲法）及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: A Guide to the Republic of Slovenia Legal System and Legal Research」¹²等が参考になる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.3』（国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第30回 スロベニア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁰ 森下忠著「スロヴェニア刑法典（2）」（『判例時報 1572号』（判例時報社、1996年）所収）16～17頁。

¹¹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/slovenia1.htm>

¹² <http://www.nyulawglobal.org/globalex/slovenia1.htm>